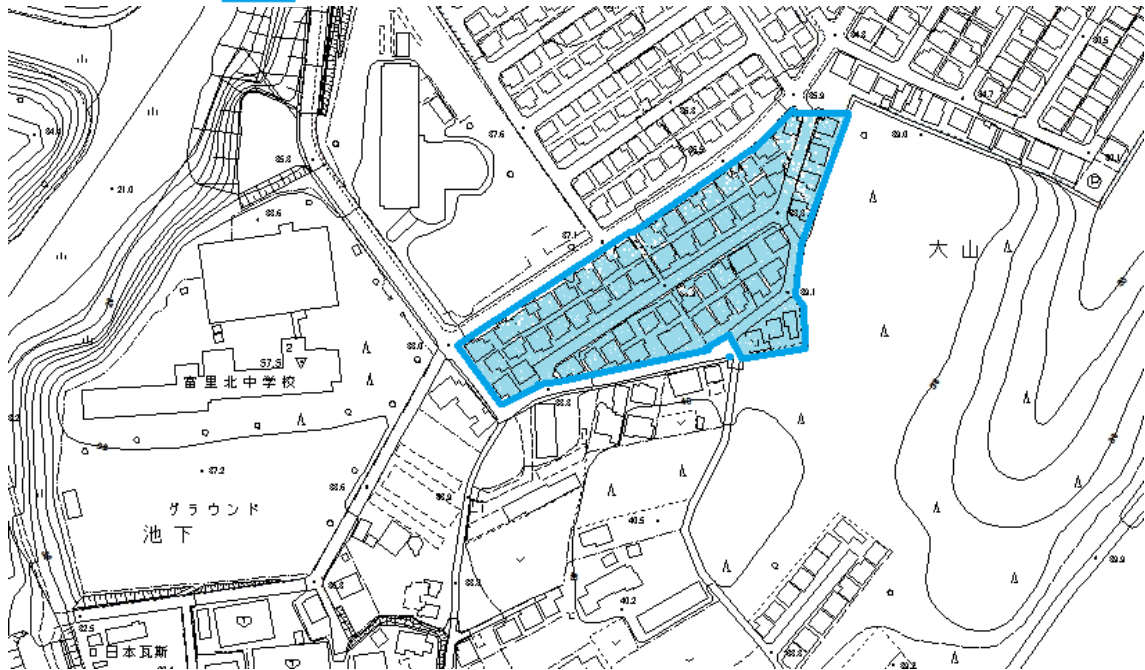


## サンライトヒル建築協定の概要

【協定区域】  ⇒協定区域



### 【建築物及び敷地に関する基準】

- 建築物の用途は、次に掲げるもの及びこれらに付属する物置、車庫とする。
  - ・一戸建の専用住宅
  - ・次の用途を兼ねる兼用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住のように供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のものとする
    - (1)事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く)
    - (2)日用品の販売を主たる目的とする店舗
    - (3)理髪店または美容院
    - (4)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
    - (5)美術品を制作するアトリエまたは工房で、原動機の動力を使用しないもの
  - ・本協定区域内の土地・建物の販売を目的とする事務所
  - ・診療所(家畜等の診察を行うための施設を除く)
  - ・巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
- 建築物の最高の高さは地盤面から10m以下とする。
- 建築物の各部分の高さは、建築基準法第56条に定められた第1種低層住居専用地域の制限の規定を準用する。
- 建築物の最高の高さ及び各部分の高さの地盤面は、造成時のそれとする。
- 建ぺい率は50%以下、容積率は100%以下とする。ただし、建築基準法第53条第3項第二号に規定する街区の角にある敷地の建ぺい率の緩和規定については、これを準用する。
- 協定認可時の敷地の区画は、分割してはならない。